

“いつか”に備えて今から始める

参加無料

終活・相続セミナー & 個別相談会

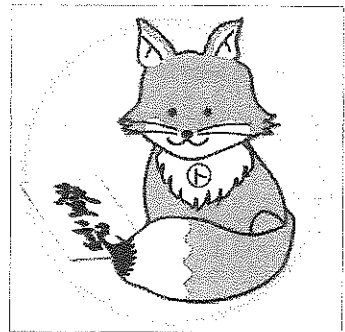
御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことだから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれませんが、しかし、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません（過去に発生している相続登記も対象です。）。

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

【注意】令和6年4月1日以前の相続については、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

このようなお悩みありませんか？

- ☐ 土地や建物の名義変更はどうするの？
- ☐ 相続が争族（争う家族）とならないためには？
- ☐ 名義が祖父（又は曾祖父）のままの土地がある。
- ☐ 遺言書は残した方がいいの？
- ☐ 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時 令和8年9月30日（水）13：30～
場所 中島村生涯学習センター輝ら里

【講演会】

13:30～14:30 『終活・相続に必要な手続について』

講師：福島地方法務局白河支局 登記相談員 佐藤 義治 氏

14:30～15:00 『知っておきたい「相続税・贈与税」のお話』

講師：郡山税務署 審理専門官 蛭名隆弘 氏

【相続・遺言及び相続税に関する個別相談会】予約制 30分まで
15:00～17:00 相談内容：相続登記、相続税、遺言、その他
相談担当：郡山税務署職員、法務局白河支局職員
司法書士 佐藤義治 氏

- 相談予約は、下記電話番号に電話で予約してください。
- 講演会の参加予約は不要です。



（ご予約・お問合せ） **税 務 課** TEL 0248-52-3481

主催 中島村・白河税務署・福島県司法書士会